

医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会

座長 桐野 高明 殿

構成員 本多 伸行

(健康保険組合連合会理事)

意見書

今回（第7回）の検討会を所用により欠席いたしますので、以下のとおり書面にて意見を提出いたします。

記

1.医療広告に関するガイドライン（案）について

基本的には事務局案に賛成いたしますが、ビフォーアフターの掲載については、下記の内容についてもご留意いただきますようお願いいたします。

○新ガイドライン（案）26 ページの（6）に、「また、術前術後の写真に必要とされる治療等の内容、費用等の詳細な説明を付した場合についてはこれにあたらぬものであること」と詳細な説明がある場合に掲載可能となる旨のみが記載されておりますが、合わせて患者に分かり易く記載されることも必要です。

詳細な説明については、掲載写真と極端に離れた位置への記載や、他の掲載内容と比較し、極端に文字サイズを小さくする等、患者の医療に関する適切な選択に必要な情報収集を阻害する恐れのある記載方法を禁止とするよう記載されるべきであると考えます。

また、詳細な説明の中でメリット、デメリットが併記されるような場合について、メリットだけが強調されることがないようにされるべきだと考えます。

例えば、資料2の3ページ【禁止対象外の例】にあるような術前術後写真のすぐ下に詳細な説明がセットで掲載される等、記載方法についてガイドラインの中で明確にする等、検討していただくよう要望いたします。

以上